

〔孝義録二十一〕奇特者權内

若松の城下一の町にて、權内といへるは、細物とて、絹、つむぎ、麻布、木綿の類、商ふ者なり、家ゆたかなれど、常に儉素を専らし、若き頃より先祖の祭に禮をつくし、家の業怠らず、あまたもたる子をはじめとして、下づかへの男女にいたるまで、こまぐと教へみちびき、親族に睦しく、はやくより貧しき者、たよりなき者を賑はせる事數ありき、ちまたに遊びゐるおさな子の、時ならず薄著したるあれば、家をたづねて、そのが子の料を遣し、今なん飢に及ぶなどきけば、相しれるもしらざるも、必米、鹽、味噌やうの物、人づてをもとめて贈りぬ、醫の道をも心がけしり、をのづから人もしりて、藥をこふものあれば、念ごろにあはせと、のへて、功ある事多かりき、又貧しきもの、重くやみて、人參ならでは治すべきともみえざるは、其價の貴きにをそれん事をおもひ、いつも其人にはいはず、己が貯へたるを加へてぞあたへける、あきなひの道にも、みだりなる利を得んと思ふ事は、塵ばかりもあらず、人あまたつどひて物語するにも、善をす、め惡をこらし、慎にならん事をぞのべける、もとより人の道まねび得たる程の力もあらねど、天性よき事を好み、陰徳數々多かりき。

〔近世畸人傳二〕米屋與右衛門

攝津國今つの里米屋與右衛門といへるは、儒學に長じて節儉をつとめ、富豪なれども僕に交りて、自造酒の事をなし、世渡におこたらざれば、ますく富り、富るに隨ひては、ますく陰徳を行ふ、ある時親族の僕、主人の金百兩をつかひ捨て、行へなくなりしを、さまぐ尋求て、深く諫めて後、其百金をあたへ、ふた、び主の家へ歸らしむ、又此里の内に路甚狭き所あり、されば火災あらん時に、人の難あるべきをおそれ、其所を買て廣くす、又板橋は水災のとき危しとて、石橋に造かへぬ、此類舉るにいとまなし、尤常に貧人を惠を所作とす、されば此人死せるとき、遠近の男女